

大島町浄化槽事業 経営戦略

2021年12月
大島町

目次

第1章	経営戦略の策定にあたって	1
1.	経営戦略の意義	1
2.	計画の期間	1
3.	事業の概要	1
(1)	事業の経緯	1
(2)	事業の計画	1
4.	料金の概要・考え方	4
(1)	浄化槽使用料	4
5.	組織の状況	4
6.	民間活力の活用等	5
(1)	民間委託（包括的民間委託を含む）	5
(2)	指定管理者制度	5
(3)	PPP・PFI	5
(4)	エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）	5
(5)	土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）	5
第2章	現状分析	6
1.	指標分析	6
(1)	人口推移	6
第3章	将来の事業環境	7
1.	処理区域内人口の予測	7
2.	浄化槽設置数の予測	8
3.	使用料収入の見通し	9
4.	施設の見通し	10
5.	組織の見通し	10
(1)	職員数の見通し	10
第4章	経営の基本方針	11
1.	生活排水の適正な処理の推進	11
第5章	投資・財政計画（収支計画）	12
1.	投資試算	12
(1)	投資の目標	12
(2)	建設改良費の推計	12
(3)	元利償還金の推計	12
2.	財源試算	13
(1)	財源の目標	13

(2) 料金収入の推計.....	13
(3) 繰入金の推計.....	13
(4) 地方債発行額の推計.....	14
(5) 国庫補助金及び都補助金の推計.....	14
(6) 工事負担金の推計.....	14
(7) 財源の試算結果.....	14
3. 投資以外の経費についての取組事項.....	15
(1) 民間の活力の活用に関する事項.....	15
(2) 経常経費	15
(3) 支払利息	15
4. 投資・財政計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要.....	15
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況.....	15
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況.....	16
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	16
5. 投資・財政計画の策定結果.....	17
(1) 収益的収支	17
(2) 資本的収支	17
(3) 実質収支	17
6. 投資財政計画のまとめ.....	18
第6章 経営戦略策定後の検証・更新.....	21
(参考資料) 経営比較分析表の指標説明.....	22

第1章 経営戦略の策定にあたって

1. 経営戦略の意義

公営企業については、総務省より「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付財公第45号・総財営第34号・総財準第52号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）において、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、令和2年度までの「経営戦略」策定を要請しているところです。

大島町浄化槽事業においては、本事業を財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものです。

2. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図ります。

ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直していくものとします。

3. 事業の概要

(1) 事業の経緯

本町の生活排水対策は、平成19年度に当初計画していた大島町下水道施設整備計画の見直しを行い、分散型の集落形態、地域の特性等を考慮し、合併処理浄化槽整備へと方向転換しました。

また、令和3年度から、本町が事業主体となって整備を行う公共浄化槽等整備推進事業により、合併処理浄化槽の設置から維持管理までを本町が行い、生活排水の適正な処理を推進するため、新たに公共浄化槽整備推進事業特別会計を設置しています。

(2) 事業の計画

浄化槽事業を含めた本町の生活排水処理に関する基本計画である「大島町生活排水処理基本計画」（令和2年11月）において、令和3年度から令和7年度の5年間で合併処理浄化槽402基（計画処理人口710人、事業費見込み355,724千円）の設置を行う予定となっています。

また、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間にかけて、PFI事業である「大島町公共浄化槽等整備推進事業」により、概ね800基の合併処理浄化槽の設置及び維持管理等が実施される計画となっています。

「大島町公共浄化槽等整備推進事業」の概要は次のとおりです。

①事業の実施場所

- ・本町浄化槽処理促進区域内に設置する浄化槽
- ・事業の期間中に寄附を受けた浄化槽
(次頁「大島町浄化槽処理促進区域図」参照)

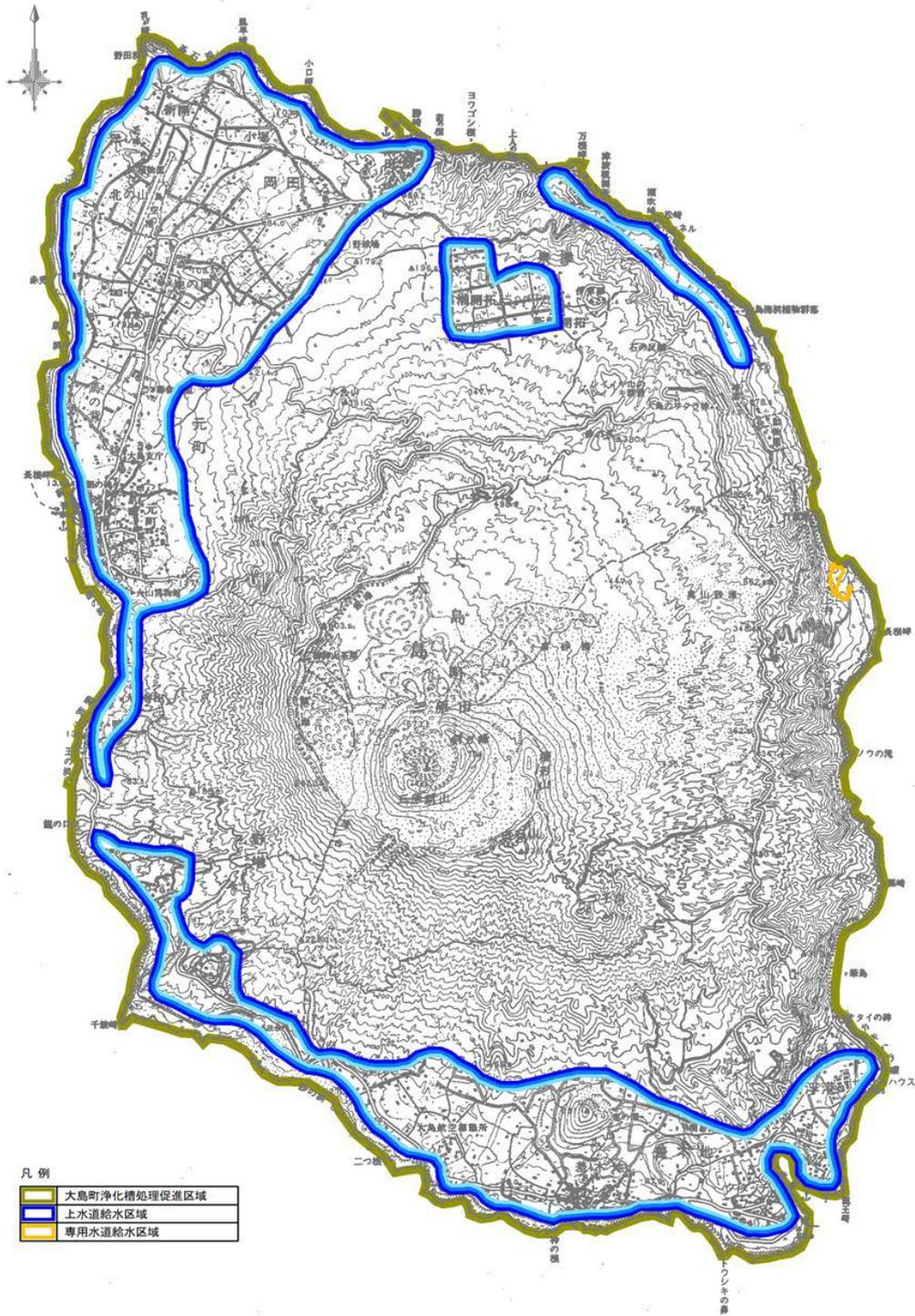
②事業内容

- ・本町浄化槽処理促進区域内において、概ね 800 基の浄化槽設置業務
- ・本事業で設置された浄化槽及び本町が本事業の期間中に寄附を受けた浄化槽の維持管理業務、汚泥清掃・収集運搬業務及び使用料徴収業務
- ・浄化槽の設置に係る本事業への相談や浄化槽の設置を促進するために町民に向けた啓もう活動などに対応する住民サービス業務

③事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、本町浄化槽処理促進区域内において PFI 事業者が浄化槽を設置し、竣工後一定期間内に、本町が浄化槽を買い取ったうえで、PFI 事業者が事業期間中における維持管理業務、汚泥清掃・収集運搬業務及び料金徴収を遂行する、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により実施します。

図表1-1 大島町浄化槽処理促進区域図



4. 料金の概要・考え方

(1) 浄化槽使用料

浄化槽の使用に係る営業費用に見合う収入として、以下の料金を設定しています。

図表1-2 料金表

(単位：円)

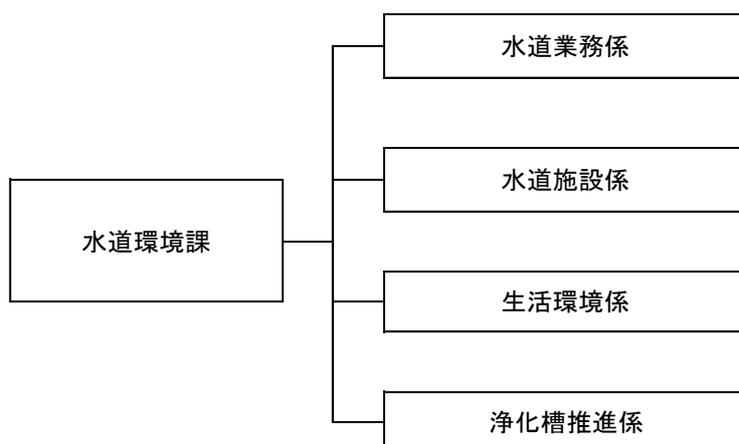
人槽区分	使用料の額（月額・消費税別）
5人槽	3,230
6人から7人槽	3,410
8人から10人槽	3,780
11人から15人槽	5,450
16人から20人槽	5,910
21人から25人槽	7,580
26人から30人槽	9,430
31人から40人槽	11,560
41人から50人槽	13,130
51人槽以上	町長が別に定める額

(出典) 大島町公共浄化槽整備推進事業条例

5. 組織の状況

本町の下水道事業は、水道環境課 浄化槽推進係の職員が1名で担当しています。

図表1-3 組織図



図表1-4 業務分掌

(水道環境課)
・環境保全に関すること
・リサイクルに関すること
・衛生事業に関すること
・水道事業に関すること
・浄化槽に関すること

(出典) 大島町組織条例

6. 民間活力の活用等

(1) 民間委託（包括的民間委託を含む）

該当ありません。

(2) 指定管理者制度

該当ありません。

(3) PPP・PFI

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間にかけて、PFI事業である「大島町公共浄化槽等整備推進事業」により、概ね800基の合併処理浄化槽の設置及び維持管理等が実施される計画となっています。

本事業は、PFI法に基づき、本町浄化槽処理促進区域内においてPFI事業者が浄化槽を設置し、竣工後一定期間内に、本町が浄化槽を買い取ったうえで、PFI事業者が事業期間中における維持管理業務、汚泥清掃・収集運搬業務及び料金徴収を遂行する、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により実施します。

(4) エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

該当ありません。

(5) 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

該当ありません。

第2章 現状分析

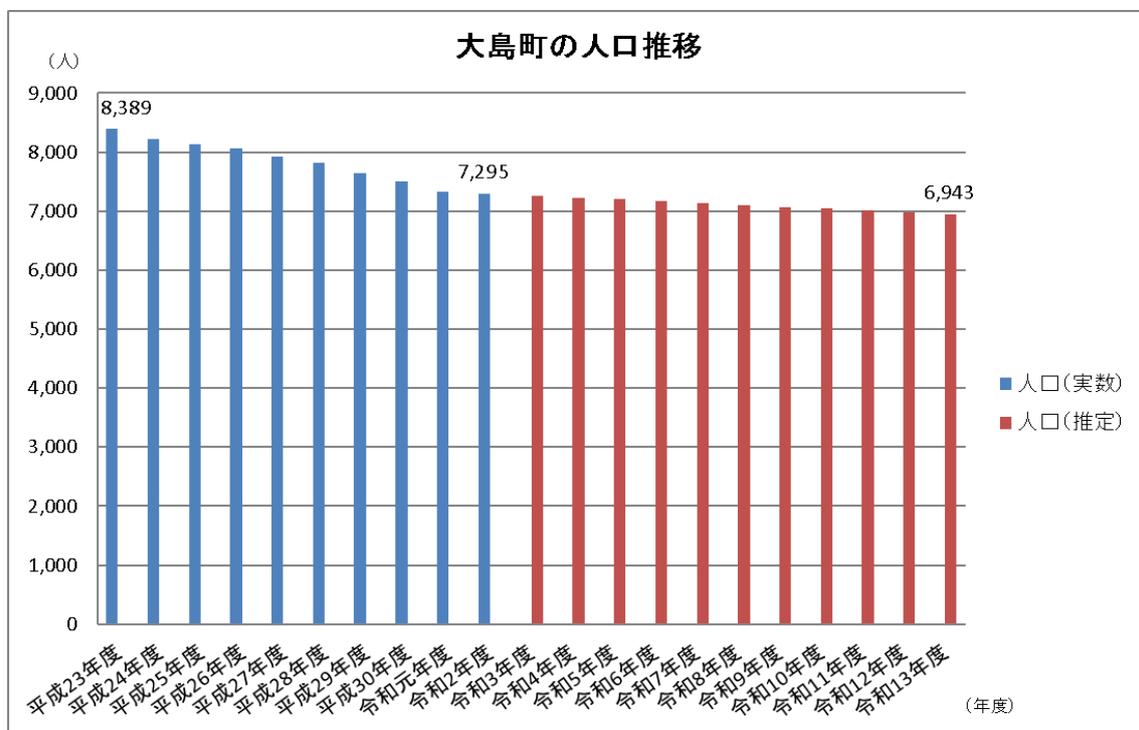
1. 指標分析

(1) 人口推移

本町の人口は近年減少を続け、平成23年度の8,389人から令和2年度には7,295人へと減少しています。この傾向は今後も続くものの減少率は抑制され、令和13年度には6,943人となる見込みです。

平成23年度からの人口推移をグラフにすると図表2-1のとおりです。

図表2-1 人口推移



(確定人口)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
8,389	8,213	8,133	8,057	7,928	7,817	7,647	7,500	7,327	7,295

(単位:人)

(推定人口)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
7,263	7,231	7,199	7,167	7,135	7,103	7,071	7,039	7,007	6,975	6,943

(単位:人)

(出典) 大島町の人口の将来展望、地方公営企業決算状況調査表

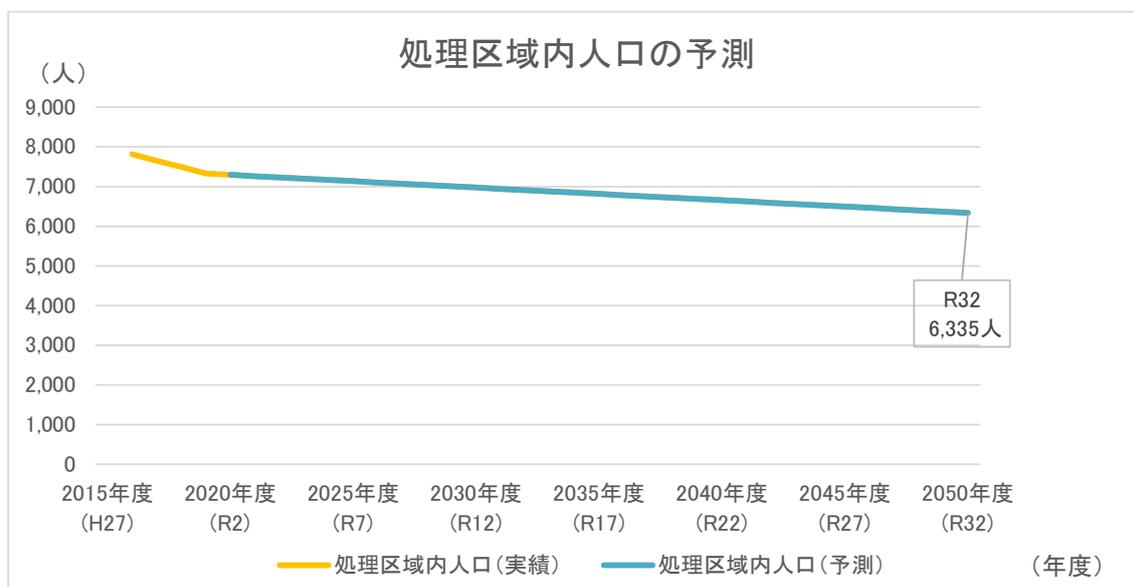
第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

本町全体が計画処理区域となっているため、行政区域内人口が処理区域内人口となります。

行政区域内人口は、大島町の人口の将来展望を根拠としています。

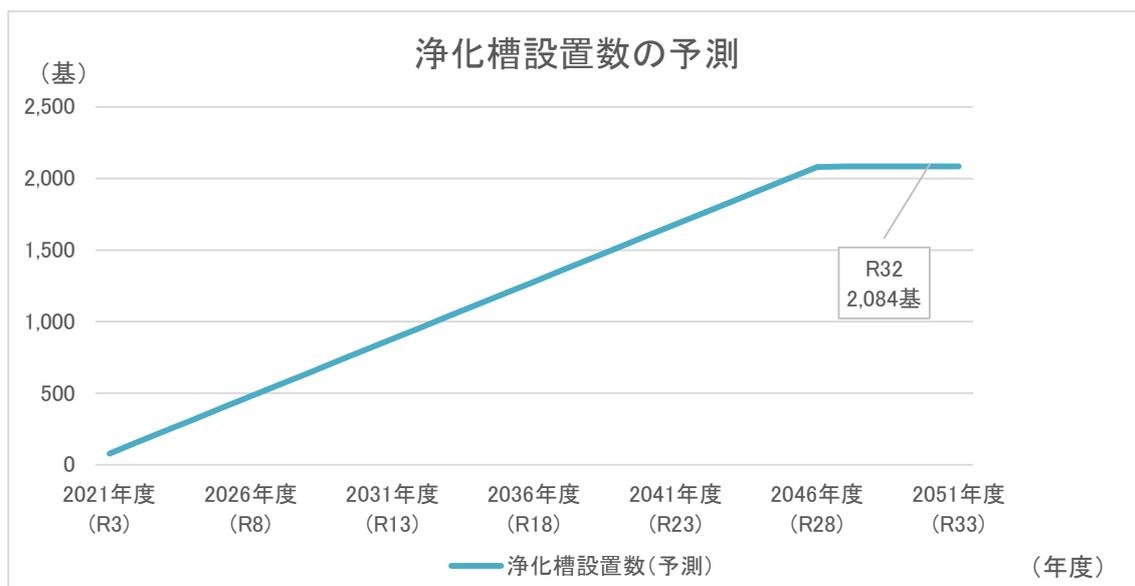
図表3-1 処理区域内人口予測



2. 浄化槽設置数の予測

公共浄化槽等整備推進事業は令和 3 年度より開始しています。大島町生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置数を令和 7 年度に 400 基と計画しています。令和 8 年度以降は、令和 3 年度から令和 7 年度と同様の増加率で生活排水処理率が最大で 100%（令和 32 年度において 2,084 基）となるまで増加することを見込んでいます。

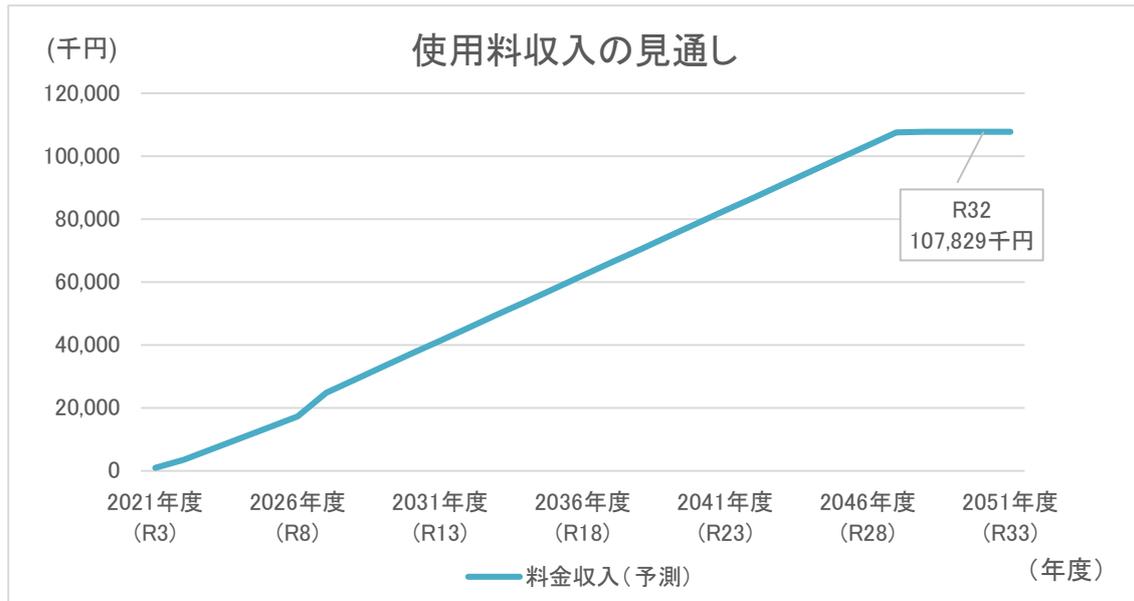
図表3-2 浄化槽設置数の予測



3. 使用料収入の見通し

浄化槽設置数の増加に伴い使用料収入も増加する見込みです。さらに、後述のとおり令和9年度に使用料単価の改定（+20%）を見込んでいます。これらの影響により、最大で107,829千円となることを見込んでいます。

図表3-3 使用料収入の見通し



4. 施設の見通し

生活排水の適切な処理を推進するため、令和 3 年度より公共浄化槽等整備推進事業を実施しています。

浄化槽処理促進区域内において、年間 80 基の浄化槽の設置を計画しています。

5. 組織の見通し

(1) 職員数の見通し

担当職員 1 名で業務を行っています。今後も同様の体制を維持していく方針です。

第4章 経営の基本方針

1. 生活排水の適正な処理の推進

本町の生活排水は合併処理浄化槽の整備が進みつつありますが、未だに汲取りや単独処理浄化槽があり、生活排水は未処理のまま公共用水域に排出されている状況であるため、生活排水を適切に処理することが重要です。

本町の生活排水対策は、平成19年度に当初計画していた大島町下水道施設整備計画の見直しを行い、分散型の集落形態、地域の特性等を考慮し、合併処理浄化槽整備へと方向転換しました。令和3年度からは、町が事業主体となって整備を行う公共浄化槽等整備推進事業により、合併処理浄化槽の設置から維持管理までを町が行い、生活排水の適正な処理を推進していきます。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資試算

(1) 投資の目標

①浄化槽設置数

令和13年度末までに約880基の設置を行い、その後も年間80基の設置を目指しています。

②生活排水処理率

令和8年度末に70%を目標とします。

(2) 建設改良費の推計

浄化槽の購入及び設置に係る費用を建設改良費として計上しています。

建設改良費の推移は以下のとおりです。なお、撤去費及び浸透枳は令和3年度の水準を継続させるものとします。

図表5-1 建設改良費の推移

(単位:千円)

	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
浄化槽(5人槽)	52,731	52,731	52,731	52,731	52,731
浄化槽(7人槽)	17,731	17,731	17,731	17,731	17,731
撤去費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
浸透枳	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
計	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362

	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
浄化槽(5人槽)	52,731	52,731	52,731	52,731	52,731
浄化槽(7人槽)	17,731	17,731	17,731	17,731	17,731
撤去費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
浸透枳	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
計	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362

(3) 元利償還金の推計

令和3年度より地方債による借入れを行います。

新規工事における地方債発行につきましては、発行時の条件を想定し、償還期間25年、据置5年、利率1%、元利均等として元利償還金を算出しています。

図表5-2 元利償還金の推移

(単位:千円)

	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
償還金(元金)	-	-	-	-	999
償還金(利息)	282	564	847	1,129	1,411
償還金合計	282	564	847	1,129	2,410

	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2030年度 (R13)
償還金(元金)	2,009	3,028	4,058	5,098	6,148
償還金(利息)	1,683	1,946	2,198	2,439	2,670
償還金合計	3,692	4,974	6,256	7,537	8,818

2. 財源試算

(1) 財源の目標

使用料収入を基本としますが、事業開始からまもなくは使用料収入が少ないため、不足分は一般会計からの繰入金を充てる計画です。

浄化槽の設置については地方債と国庫補助金及び都補助金を活用し計画的に投資に取り組みます。

(2) 料金収入の推計

① 浄化槽設置数

大島町生活排水処理基本計画に基づき、年間 80 基の設置を目標としています。

② 使用料単価

令和 3 年度の料金体系を基準としています。ただし、計画期間中に実質収支がマイナスになることが見込まれることから、これを解消するため令和 9 年度より使用料の改定(+20%)を見込むこととします。

(3) 繰入金の推計

① 維持管理費

令和 10 年度までは令和 3 年度の水準を維持する計画です。但し、令和 11 年度以降においては、令和 9 年度からの使用料改定反映後も実質収支の赤字が見込まれることから、これを解消するために繰入金の増額を行う計画とします。

② 資本費

資本費の繰入は見込んでおりません。

(4) 地方債発行額の推計

図表 5-1 における購入及び工事のうち、一定割合を地方債により調達するものとして算定しています。

(5) 国庫補助金及び都補助金の推計

図表 5-1 における購入及び工事のうち、一定割合を国庫補助金及び都補助金により調達するものとして算定しています。

(6) 工事負担金の推計

図表 5-1 における購入及び工事のうち、一定割合を工事負担金により調達するものとして算定しています。

(7) 財源の試算結果

以上を踏まえた財源の試算結果は図表 5-3 のとおりです。

図表5-3 財源の試算結果

(単位:千円)

	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
使用料収入	3,449	6,898	10,346	13,795	17,244
その他収入(収益的収支)	1	1	1	1	1
地方債発行収入	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224
国・都補助金収入	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216
工事負担金	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656
その他収入(資本的収支)	-	-	-	-	-
他会計繰入金	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767
うち収益的収入分	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767
うち資本的収入分	-	-	-	-	-

(単位:千円)

	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
使用料収入	24,831	28,970	33,108	37,247	41,386
その他収入(収益的収支)	1	1	1	1	1
地方債発行収入	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224
国・都補助金収入	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216
工事負担金	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656
その他収入(資本的収支)	-	7,536	9,956	-	-
他会計繰入金	41,767	41,767	47,000	61,522	66,088
うち収益的収入分	41,767	41,767	47,000	61,522	66,088
うち資本的収入分	-	-	-	-	-

3. 投資以外の経費についての取組事項

(1) 民間の活力の活用に関する事項

浄化槽の設置及び維持管理業務は PFI により実施します。処理促進区域内において PFI 事業者が浄化槽を設置し、竣工後一定期間内に町が浄化槽を買い取ったうえで、PFI 事業者が事業期間中における維持管理業務、汚泥清掃・収集運搬業務及び料金徴収業務を遂行します。

(2) 経常経費

① 職員給与費

令和3年度の水準が今後も継続的に続く見込んでいます。

② その他経費

令和3年度の水準（一時的なものを除く）に、今後想定される修繕費及び PFI 契約に基づく維持管理業務費用の増加を加味して算定しています。

(3) 支払利息

① 新規発行分

新規に発行する地方債につきましては、償還期間 25 年、据置 5 年、利率 1%、元利均等払の条件で算出しています。

4. 投資・財政計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

該当ありません。

② 投資の平準化に関する事項

該当ありません。

③ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

引き続き PFI による事業の実施を行っていきます。

④ その他の取組

該当ありません。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

① 使用料の見直しに関する事項

実質収支がマイナスになることが見込まれることから、これを解消するため令和9年度より使用料の改定（+20%）を見込むこととします。

② 資産活用による収入増加の取組

該当ありません。

③ その他の取組

該当ありません。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

① 民間活力の活用に関する事項

PFI 事業により、効率的に事業運営を実施していきます。

② 職員給与費

必要に応じて適切な職員配置を検討していきます。

③ その他経費

事業の経過に伴う修繕の発生や委託費の増加等、計画的に管理していきます。

④ その他の取組

該当ありません。

5. 投資・財政計画の策定結果

以下、本事業の令和4年度から令和13年度における投資・財政計画の策定結果について説明します。

(1) 収益的収支

営業収益は使用料収入から構成され、令和4年度の3,449千円から令和9年度の使用料改定を経て、令和13年度には41,386千円まで増加する見込みです。

営業外収益は主に他会計繰入金とその他の収入により構成されています。営業外収益は計画期間において令和4年度の41,768千円から令和13年度には66,089千円まで増加する見込みです。

営業費用は職員給与費とその他費用により構成されています。営業費用は主に設置基数の増加に伴う維持管理業務費用の増加により、計画期間において41,177千円から105,391千円と大幅に増加する見込みです。

営業外費用は支払利息から構成され、計画期間において282千円から2,670千円と増加する予定です。

これらにより、収益的収支（収支差引）は、令和4年度の3,758千円から令和13年度には△586千円と悪化する見込みです。また、経費回収率は令和4年度の8.3%から令和13年度には36.2%まで改善される見込みです。

(2) 資本的収支

資本的収入は計画期間中、毎年度87,096千円で推移することが予想されます。主な財源は地方債、国・都補助金、工事負担金になります。但し、令和10～11年度においては、財源不足を賄うため、さらに積立金の取り崩しが見込まれます。

資本的支出は、令和4年度の80,362千円から令和13年度には86,510千円と増加する見込みです。主な支出内容は建設改良費及び地方債償還金です。

これらにより、資本的収支（収支差引）は、令和4年度の6,734千円から令和13年度には586千円と減少する見込みです。

なお、地方債残高は令和3年度末の28,224千円から令和13年度末には289,125千円に増加することが見込まれます。

(3) 実質収支

設置基数の増加に伴う使用料収入の増加を超えて維持管理業務費用の増加が上回ることから、令和9年度において使用料改定を織り込み、さらに令和11年度より繰入金の増額を織り込むことにより、計画期間中の実質収支は500千円～14,177千円の間で推移することが見込まれます。

6. 投資財政計画のまとめ

本事業は令和 3 年度から開始した新しい事業であるため、当初は使用料収入が少ないですが、浄化槽の整備が進むにつれて使用料収入も増加していくことが見込まれています。しかし、現行の PFI 事業契約に基づき、維持管理業務費用についても大幅な増加が見込まれることから、令和 9 年度において使用料改定、さらに令和 11 年度より繰入金の増加を織り込むことにより、計画期間中の実質収支についてプラスを維持する計画としています。

しかし、令和 14 年度以降も浄化槽設置基数の増加に伴う維持管理費用の増加が継続して見込まれることから、実質収支のプラスを維持するためには、さらなる使用料水準の改定や繰入金の見直し等を検討していくことが必要となります。

図表5-4 投資・財政計画（収支計画）

(単位:千円、%)

区分	年度	2021年度										
		(R3) (当初予算)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)
収益的収入	1 総業収	42,679	45,217	48,666	52,114	55,563	59,012	66,599	70,738	80,109	98,770	107,475
	(1) 営業収	911	3,449	6,898	10,346	13,795	17,244	24,831	28,970	33,108	37,247	41,386
	了料金収	911	3,449	6,898	10,346	13,795	17,244	24,831	28,970	33,108	37,247	41,386
	イ受託工事収											
	ウその他											
	(2) 営業外収	41,768	41,768	41,768	41,768	41,768	41,768	41,768	41,768	41,768	41,768	41,768
	ア他会社計	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767
	イその他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 総業費	39,442	41,459	49,365	53,972	61,777	69,483	77,279	84,966	92,741	100,406	108,061
	(1) 営業費	39,441	41,177	48,801	53,125	60,648	68,072	75,596	83,020	90,543	97,967	105,391
ア職員給	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219	
イ退職手当												
イその他	31,222	32,958	40,582	44,906	52,429	59,853	67,377	74,801	82,324	89,748	97,172	
ア営業外	1	282	564	847	1,129	1,411	1,683	1,946	2,198	2,439	2,670	
イ支払	1	282	564	847	1,129	1,411	1,683	1,946	2,198	2,439	2,670	
イその他												
3 収支差引	(A)-(D)	(E)	3,237	3,758	△ 699	△ 1,858	△ 6,214	△ 10,471	△ 10,680	△ 14,228	△ 1,636	△ 586
資本的収入	1 資本的収入	86,871	87,096	87,096	87,096	87,096	87,096	87,096	87,096	87,096	87,096	87,096
	(1) 地方準化債	28,000	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224
	(2) 他会社補助金											
	(3) 他会社借入金											
	(4) 固定資産売却代金											
	(5) 国(都道府県)補助金	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216
	(6) 工事負担金	8,655	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656
	(7) その他											
	2 資本的支出	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362	81,361	82,371	83,390	84,420	85,460	86,510
	(1) 建設改良費	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362
(2) 地方債還金(H)												
(3) 他会社長期借入金返還金						999	2,009	3,028	4,058	5,098	6,148	
(4) 他会社計への繰出金												
(5) その他												
3 収支差引	(F)-(G)	(I)	6,509	6,734	6,734	6,734	6,734	6,734	6,734	6,734	6,734	
収支再差引	(E)+(I)	(J)	9,746	10,492	6,035	4,876	520	△ 4,736	△ 5,955	△ 2,986	-	-

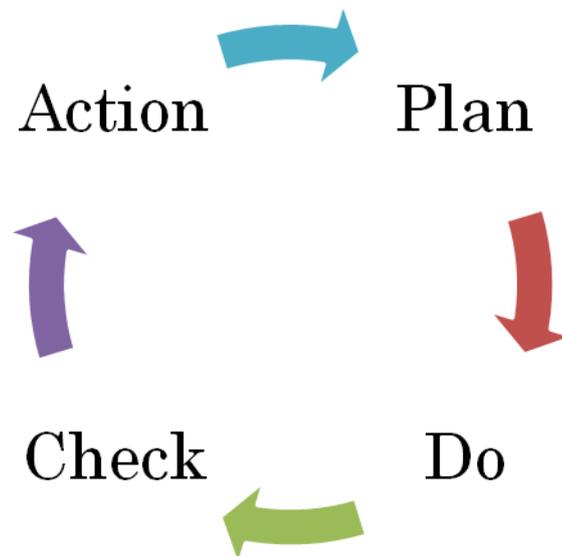
区分	年度	(単位:千円, %)										
		2021年度 (R3) (当初予算)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
積立金	(K)	8,746	8,746									
前年度からの繰越金	(L)		1,000	2,746	8,781	13,657	14,177	9,441	3,486	500	500	500
前年度繰上り費用	(M)											
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,000	2,746	8,781	13,657	14,177	9,441	3,486	500	500	500
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)											
実質収支	(P)	1,000	2,746	8,781	13,657	14,177	9,441	3,486	500	500	500	500
(N)-(O)	(Q)											
赤字比率	(O) (B)-(C)	$\times 100$										
収益的収支比率	(A) (D)+(H)	$\times 100$										
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)											
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	911	3,449	6,898	10,346	13,795	17,244	24,831	28,970	33,108	37,247
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)) $\times 100$	(T)										
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(U)											
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)											
健全化法施行令第17条により算定した 規程	(V)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)) $\times 100$	(W)										
他会計借入金残高	(W)											
地方債残高	(X)	28,224	56,448	84,672	112,896	141,120	168,345	194,560	219,756	243,922	267,049	289,125
〇他会計繰入金												
区分	年度	(単位:千円)										
		2021年度 (R3) (当初予算)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
収益的収支分		41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	47,000	61,522	66,088
うち基準内繰入金		24,109	24,109	24,109	24,109	24,109	24,109	24,109	24,109	24,109	24,109	24,109
うち基準外繰入金		17,658	17,658	17,658	17,658	17,658	17,658	17,658	17,658	22,891	37,413	41,979
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計		41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767	47,000	61,522	66,088
経費回収率(料金収入/(総費用+地方債償還金))		2.3	8.3	14.0	19.2	22.3	24.5	31.3	32.9	34.2	35.3	36.2
積立金残高		8,746	17,492	17,492	17,492	17,492	17,492	17,492	17,492	17,492	17,492	17,492

第6章 経営戦略策定後の検証・更新

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCAサイクル（計画 PLAN - 実行 DO - 検証 CHECK - 改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていく必要があります。

進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績の乖離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するというPDCAサイクルの一連の流れにより行っていくものとします。

また、計画のローリング（定期的な見直し）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。



(参考資料) 経営比較分析表の指標説明

1. 経営の健全性・効率性

(1) 普及率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
普及率 (%)	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度決算に基づく、行政区域内人口に対する現在処理区域内人口の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

従前から用いられてきた指標で、長期にわたるデータの蓄積があり、経年変化を追跡する上で重要な指標です。下水道以外の汚水処理がある場合には、最終目標は100%にならないため、経年的な推移や、目標値との対比により評価します。また、値が低く、伸びが見られないときは、低コストの下水道整備手法を活用した未普及の解消を推進することを検討する必要があります。

(2) 有収率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
有収率 (%)	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$

【指標の意味】

処理した汚水処理水量のうち、使用料収入の対象となる有収水量の割合を示す指標です。これにより、汚水処理がどの程度収益につながっているか把握することが出来ます。

【分析の考え方】

100%に近ければ近いほど不明水等の発生を抑制し、効率的に汚水処理が収益に反映されていると言えます。

(3) 処理区域内人口密度(人/㎢)**【算出式】**

	算出式 (法非適用企業)
処理区域内人口密度(人/㎢)	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{現在処理区域面積}} \times 100$

【指標の意味】

処理区域面積 100 ㎢ あたりの処理区域内人口を示す指標です。

【分析の考え方】

一般的に、処理区域内人口密度が高いほど、汚水処理原価（有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用）は低くなる傾向があります。この指標は、当該団体の立地による経営効率を判断することが出来ます。

(4) 資金不足比率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法非適用企業)
資金不足比率 (%)	$\frac{\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{経費充当地方債残高} - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

【指標の意味】

資金不足比率は、資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表す指標です。

【分析の考え方】

資金不足比率は、100%に近いほど経営状態が良好であることが判断できます。逆に100%未満であるほど、経営状態が悪化していることが判断できるため、経営改善に向けた取組が必要です。

(5) 収益的収支比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
収益的収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

【指標の意味】

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

(6) 企業債残高対事業規模比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$

【指標の意味】

使用料収入に対する地方債残高の割合で、地方債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

(7) 汚水処理原価 (円)**【算出式】**

	算出式 (法非適用企業)
汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコストを示す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組みといった経営改善が必要です。

(8) 経費回収率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法非適用企業)
経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道料金}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$

【指標の意味】

料金で回収すべき経費を、どの程度料金で賄えているかを示す指標であり、料金水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するので、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

(9) 施設利用率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。類似団体より数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。水道事業の性質上、季節によって需要に変動があり得るため、最大稼働率、負荷率をあわせて判断することにより、適切な施設規模を把握する必要があります。

(10) 水洗化率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が 100%未満の場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため水洗化率向上の取組みが必要です。

2. 老朽化の状況

(1) 管渠改善率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
管渠改善率 (%)	$\frac{\text{当該年度に更新した管渠延長}}{\text{管渠延長}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管渠を更新するのに100年かかる更新ペースであることがわかります。経年比較や類似団体との比較により、自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

**大島町浄化槽事業
経営戦略
(2022 度～2031 年度)**

2021 年 12 月
大島町水道環境課